

(様式第1号)

平成30年度第1回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日 時	平成30年 8月17日(金) 14:00~15:10
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出 席 者	会 長 三輪 康一 委 員 加我 宏之, 小浦 久子, 高野 佳子 平田 智仁, 吉田 良, 田原 俊彦 欠席委員 栗山 尚子, 林 まゆみ, 原田 純子 事 務 局 佐藤副市長, 宇野技監, 山城都市建設部参事 白井都市計画課長, 川島都市計画係長, 山本都市計画課主査
事 務 局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- 1 開会
- 2 副市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長挨拶
- 5 議事
 - (1) 委員出席状況報告・会議の成立報告
 - (2) 署名委員の指名
 - (3) 議題
 - (諮問事項)
 - ア 景観重要建造物の指定について
 - (報告事項)
 - ア 景観地区における認定状況について
 - イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について
- 6 その他
- 7 閉会

2 提出資料

- 資料1 景観重要建造物の指定について

3 審議経過

開会

○事務局(白井) ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催いたします。皆様お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本審議会の進行を努めさせていただきます。都市計画課の白井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず始めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。会議次第、出席者名簿と事前に郵送させていただいております会議資料は揃っておりますでしょうか。

それでは初めに、佐藤副市長より開催の挨拶をさせていただきます。

○佐藤副市長 みなさんこんにちは。お盆明け早々大変お忙しい時期に、芦屋市都市景観審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。聞くところによりますとお盆玉というようなものが最近は定着しているのか定着しかけているのか、2年前16.5%だったものが、今回お盆玉を子供たちにお渡しになった主に祖父母にとって良き風習なのかどう

かは分かりませんが、4割に達しようとしています。このようにですね、新しい文化が新しく定着するというのは、これは景観にも通じると思うのですが、一人一人がそのことについてまず認識して、これはいいことだねと思い始めることからそれがスタートするのではないかと思います。

景観法について、平成16年に国の方がようやくその大切さに気づきまして、制定されてから来年でまだ15年、されど15年。この間には芦屋市も平成26年に景観行政団体になりまして、独自の景観施策を打ち出すことが可能となりました。そこから矢継ぎ早に、平成27年には景観計画を策定させていただいて、平成28年の7月からスタートになりますが、屋外広告物条例を施行しております。これらの景観関係行政の推進に当たりましては、この景観審議会の皆様方のご意見を頂戴できましたことなどが、我々の財産となって今に至っていると思っております。

本日はさらに景観重要建造物の指定にかかるご審議を賜ることとなっておりますが、指定候補物件の芦屋仏教会館、カトリック芦屋教会につきましては、芦屋市の景観そのものを代表的に象徴しております芦屋川の沿岸に位置しておりますことから、今後も芦屋市全体の景観形成に際しまして多大な影響力を持つのではないかと考えておりますことに加えまして、先ほど申し上げましたように、これがシンボリックに市民一人一人の気持ちに響きますことでさらに景観に対する我々を含めた意識というものが高揚していくと考えております。そういうことから、本日のご審議が今後の我々の景観行政と景観審議会のご協力によります景観行政のさらなる推進に寄与することを祈念いたしまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（白井）　　続きまして、前回の審議会から、委員の変更がございますので、事務局よりご紹介をさせていただきます。お二人の方となりますが、まず、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事の吉田良様でございます。

○吉田委員　　吉田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（白井）　　次に、芦屋市議会建設公営企業常任委員会委員長の田原俊彦様でございます。

○田原委員　　市議会議員の田原俊彦です。よろしくお願ひします。

○事務局（白井）　　委員の紹介は以上でございます。それでは、会議次第では4つ目に移りますが、三輪会長さまからご挨拶をいただきまして、引続き、会議次第5の議事の進行につきましてもよろしくお願ひいたします。

○三輪会長　　みなさんこんにちは。本年度第1回の景観審議会の開催ということですが、大変暑い中、皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。ただいま、佐藤副市長様よりお話がありましたように、芦屋市はこれまで景観について先進的な取り組みを続けておられます。それについて重要な審議をするという役目を仰せつかっている訳でございますが、本日の景観重要建造物の指定について諮問事項がございますので、皆様におかれましては熱心にご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、早速、議題に入らせていただきたいと思います。その前に本日の会議の公開についての取り扱いについて諮りたいと思います。芦屋市情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で、委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは、同条例第19条の第1号では、非公開が含まれている事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合と規定されています。

本日の議題につきましては、第1号、第2号のいずれにも該当するものはないということで、特に非公開とすることはないという判断をしておりますが、公開するということでご異議はございませんでしょうか。

○委員　　異議なし。

- 三輪会長 異議なしということで、ご了解いただいたものと存じます。そこで事務局にお訊ねしますが、傍聴の希望者はおられますか。
- 事務局（白井） 公開ということでございますが、傍聴希望の方はおられません。
- 三輪会長 傍聴者はなしということですので、このまま進めてまいりたいと思います。それでは議事に入りますが、始めに事務局から会議の成立について報告をお願いいたします。
- 事務局（白井） 本日の委員の出席状況でございますが、委員10名のうち7名の方にご出席いただいておりますので、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。
- 三輪会長 次に本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきたいと思っております。本日の会議録には、高野委員と平田委員にご署名いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事（3）に移ります。本日の議題は、諮問事項アの景観重要建造物の指定について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局（山本） 都市計画課の山本と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、会議次第でございます諮問事項のア「景観重要建造物の指定について」ご説明いたします。まず、前回の審議会において、ご指摘がありました仏教会館の植栽についてですが、現地調査を行い、植栽配置図を作成し、資料として添付しております。写真についても前回の資料は緑の少ない時期に撮影したものでありましたので、撮影し直し修正しております。今年3月の審議会で事前の説明をさせていただいておりますが、ご不在の方もおられますので、再度説明させていただきます。

本市は、平成26年4月に景観行政団体に移行して以来、景観重要建造物の指定について検討してまいりました。資料の2ページをご覧ください。景観重要建造物とは、外観の優れた建造物の保全、ひいてはその建造物が形成する周辺の良い景観を守る目的で、景観行政団体の長、本市の場合は芦屋市長が指定します。次にその指定基準ですが、法規則により「地域の自然、歴史、文化等から見て、建築物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」、「道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」と定められています。また本市も景観計画の中で、「地域のランドマークとして住民に親しまれているもの」、「歴史的又は文化的価値のあるもの」、「優れたデザインを持ち市の財産として保存を図ることが適当なもの」のいずれかに該当し、所有者の合意が得られたものを、都市景観審議会の意見を聴いたうえで指定すると定めています。

次に、景観重要建造物にかかる義務や制限ですが、外観を保全するため、その変更につながるような行為は事前に許可を取得する必要があります。ただし、管理行為や災害のための応急措置、また外観に影響がない内部の修繕等について許可は必要ありません。また所有者には管理義務が課せられます。本市は条例で管理基準を定めており、通常管理行為として修繕を行う場合でも外観を変更しないこと、消火器の設置等の防災上の措置をとること、滅失・損傷を防ぐため定期点検を行うこと、といった対応が必要となります。

続いて指定候補物件について簡単にご説明いたします。今回の指定候補は2件ございます。資料の3ページをご覧ください。まず1件目は芦屋仏教会館です。場所は前田町1番5号、所有者は公益財団法人芦屋仏教会館となっております。1927年（昭和2年）竣工で築91年経過しております。設計者は辰野金吾の弟子で、大阪市中央公会堂等の設計で知られる片岡安です。敷地面積は約650平方メートル、延床面積は約750平方メートル、鉄筋コンクリート造の建造物です。近代建築に東洋風・印度風の意匠を取り入れたデザインで、ベージュの外壁と緑豊かな外構が芦屋川の景観によく調和しています。震災後の区画整理事業においては曳家が行われるなど、当時から前庭も含めた景観上の価値が認められていたようです。最近では、国登録有形文化財の指定も受けるなど、歴史的にも価値のある、景観重要建造物の指定にふさわしい建物であると考えております。管理は公益財団法人の理事複数名で構成される理事会で行っておられ、我々の方から理事会に説明

を行い、所有者として書面で同意をいただいております。指定の範囲については、建物だけではなく、門扉や植栽等の外構も含め、敷地単位での指定を行いたいと考えております。資料の4ページの配置図に先ほど申しあげました植栽を落とし込んでおります。

続いて、資料の6ページをご覧ください。2件目はカトリック芦屋教会です。場所は公光町5番15号、所有者は宗教法人カトリック大阪大司教区となっております。1956年（昭和31年）竣工で築62年経過しております。設計者は現在の日建設計の前身をつくり、住友ビルディング等の設計で知られる長谷部鋭吉です。敷地面積は約1260平方メートル、延床面積は約560平方メートル、鉄筋コンクリート造の建造物です。本市の阪神間モダニズムを継承するゴシック風の建築物で、鐘楼が収められた尖塔や正面のステンドグラスと大階段が印象的な建物となっています。過去には特撮テレビ番組「ウルトラセブン」のロケ地に使用されるなど、古くから市民に親しまれており、芦屋川の景観を代表するランドマークとなっています。管理は信徒の代表で構成される役員会で行われておりますが、所有者は大阪にある本部の名義となっております。所有者からの書面による同意もいただいております。敷地内には、本堂以外に神父が居住される平屋の建物がありますが、現在建て替えの工事中であり、本年中に建物が完成し、来年の3月頃までに外構を含めて全ての工事が完了する予定と聞いております。資料の11ページから13ページに増築の計画図の一部を添付しておりますのでご参照ください。指定の範囲については、この居住棟及び渡り廊下を除いた本堂と外構のみで考えております。

どちらの物件も、芦屋川特別景観地区内にあるとともに、芦屋川に面して建ち広く望見される本市の景観を代表する建物であり、本市が初めて指定する景観重要建造物にふさわしいものであると考えております。今後のスケジュールですが、本日の諮問に対する答申をいただいた後、9月頃に指定の告示を行う予定としております。以上で諮問事項のAについて、説明を終わります。

- 三輪会長 説明をいただきましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。これは前回の審議会で一度議論していただいたと思いますが、その時質問があった件についてご回答をお願いします。
- 事務局（白井） 資料で反映させていただいている部分がございますが、仏教会館につきましては、指定理由の中で緑豊かなという表現をしておりますが、冬季に撮影した写真であり、緑豊かな状況が反映されておりましたので、撮り直しをさせていただき、資料に反映しております。植栽の配置を図面に落としはどうかというご意見がありましたので、それにつきましても今回の資料の中で反映させていただいております。
- 小浦委員 仏教会館は、敷地の範囲全体が対象と説明されたと思いますが、工作物と樹木等を含めて、全体という理解でよろしいでしょうか？
- 事務局（白井） そういうことでございます。
- 小浦委員 教会の方は、教会の増築部は除いてという説明でしたが、11ページの図面でいうと具体的にどの範囲でしょうか？
- 事務局（白井） カトリック教会につきましては、メインになるのは本堂の建物となりますが、外構につきましても、それを取り囲む良好な景観を形成している要素として指定したいと考えております。今説明で申し上げましたとおり建て替え中の建築物がございます。これにつきましては対象とはしていません。
- 小浦委員 具体的にどれなのか、明示しなくていいのですか。
- 事務局（白井） 所有者様との間では指定の通知という手続きの中でお示しすることになってまいります。
- 小浦委員 それを確認しなくていいのですか。11ページの図面が改築後ですよ。この時点でずいぶん変わっていますよね。
- 加我委員 その辺りの詳細は今後つめるということなのですか。
- 事務局（白井） 対象となる建物については所有者様とは同意は得られておりますので、それをどのように明確に認識しておくかということになるかと思っております。

- 加我委員 微妙な所は渡り廊下が既存の聖堂に定着している。この場合、その渡り廊下は対象外ということですか。
- 事務局（白井） 渡り廊下は対象外としています。
- 加我委員 増築の建物もそうだし、その隣の駐車スペースについても違うということですか。
- 事務局（白井） はい。対象外になります。
- 小浦委員 増築している建物、要するに手を入れた所は外すということですよ。質問は、諮問事項となっているけど、何に対して答申するのかという意味です。つまり、確定されていないものに対して答申して欲しいということですか。
- 事務局（白井） 今ございます本堂、それから外構についての指定を本日諮問させていただいているということになりますので、建て替えのものにつきましては、除外してお考えいただければと思います。
- 小浦委員 そうすると、建て替え後の外構も除外するのですか。芦屋の景観において前の緑は基本的にとっても非常に重要である。特に芦屋川沿いは特別景観地区にもなっている。要は半分だけを対象として考えて欲しいとそういう理解でよろしいですか。
- 事務局（白井） はい。そういうことになります。
- 加我委員 前回、芦屋仏教会館の植栽の話を見せてもらったのは、敷地単位でということになりますと、増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う際に制限がかかるわけですので、敷地の中で緑が非常に重要であるということであれば、指定時点での植栽図をあげておかないと、後々修繕等々で変更する場合がありますので、協議のベース資料がありませんよということで、今回4ページの図面をあげてもらったと思います。同じことで、カトリック芦屋教会の方も本堂の指定に異論はありませんが、どこまでなのかと言うことの敷地境界線を仮想敷地でも入れておかないと、今後協議が出来なくなるので、指定図書としてきっちり作っておく必要があるかなと思います。そういう面で申しますと、芦屋仏教会館は道路また芦屋川からほぼ4面の写真が撮れていますが、カトリック教会は芦屋川の方からしか写真を撮れていませんよね。市民にアピールする写真としてはこれでいいと思いますが、指定時点での状況がどうだったのかということが分かるように図書を作っておかないと、その後、義務制限等の協議ができなくなると思います。後、現状の立面を起こすのは難しいかもしれませんが、これらは全て建設当時の立面があがっていますよね。それはそれで資料的価値があると思いますが、そこから今の時点で変更箇所がないのかどうか、どういう変更がされているのかということは図書として残しておかないと、どの時点に戻るのか、どのような修繕、改修が駄目なのかという協議がしにくくなると思います。
- 事務局（白井） 仏教会館についてのご指摘ですが、どの部分を指定の対象にするかということは所有者様との間では指定の通知の中でお示しいたしますが、どの時点での建物の状況を対象にするのかということにつきましては、基本的には今現在の姿ということになりますので、外観等どういう状況であったかということはきっちり押さえておきたいと考えております。
- 加我委員 仏教会館より、特にカトリック芦屋教会は少なくとも4面で写真を撮って、資料を残しておかないといけないと思います。
- 小浦委員 景観重要建造物の対象として外構、樹木類は入るのですか。芦屋の場合は通り外観という概念を入れていますので、樹木を保全してもらうのは芦屋の景観施策として基本だと思えますが、法的な位置づけとしての景観重要建造物の対象が建造物ではなかったのか、念のため確認しておいた方がいいと思います。それと、芦屋のこれまでの景観施策として景観軸において通り外観を入れている運用からみて、敷地全体を保全するという事を明確にするということが大事なと感じるのですが。
- 三輪会長 まずは景観法による景観重要建造物については、いかがでしょうか。
- 事務局（白井） 法文の中では、景観重要建造物の指定の内容につきましては、まず建

造物が主体にはなりますが、「これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む」とあります。

○三輪会長 カトリック教会については、既存の聖堂と敷地の中に現存する外構を対象とするということでしょうか。

○事務局（白井） はい、そのとおりです。

○三輪会長 他にになにかご意見はございますか。ご質問、ご意見がございませんので、それでは、諮問第17号、景観重要建造物の指定ということで審議しております2件について、景観法に基づく景観重要建造物として指定することについて、決定は市長が行うということですが、審議会として同意するというのでしょうか。

○委員 異議なし。

○三輪会長 それでは当該諮問事項について、同意することといたします。

次に、報告事項ア、景観地区における認定状況について事務局からご報告をお願いします。

○事務局（川島） 都市計画課の川島と申します。よろしくお願いいたします。それでは、報告事項のア「景観地区における認定状況について」、平成30年3月1日から平成30年7月31日までの景観地区及び芦屋川特別景観地区における建築物認定状況についてご説明いたします。芦屋景観地区内におきましては、大規模建築物が9件、その他の建築物は165件、認定工作物は9件となっております、合計は183件です。なお、大規模建築物の申請件数は合計すると11件となるのですが、内取り下げが2件ございますので、認定件数は9件となります。芦屋川特別景観地区内におきましては、大規模建築物が0件、その他の建築物は2件、認定工作物は0件となっております。

それでは、引き続き景観地区における大規模建築物の認定事例についてご紹介いたします。これらは、前回の都市景観審議会以降に認定をした案件からの抜粋でございます。

一つ目は、打出小槌町の共同住宅の案件です。計画地は打出小槌町の鳴尾御影線沿い、阪神打出駅の北西に位置しております。鳴尾御影線沿いに植えられている街路樹が潤いのある通り景観を形成している閑静な住宅地となっております。近隣には共同住宅もございますが、2階建の戸建て住宅も多く見られ、接道するそれぞれの通りにおいて形成されている通り景観が違うため、配慮すべき内容が違う事が今回の計画のポイントでございました。特に、計画地の北側には戸建ての住宅があり、道路幅員も狭く生活道路として利用されていることから、周辺の景観に調和した計画が求められていました。アドバイザー会議の時点では、計画地の北側に地上4段式の機械式駐車場が配置されており、北側通りから見えるように計画されていましたが、多段式の駐車場を設けることが良好な景観のバランスを崩すという意見が出ておりました。結果的に、機械式駐車場は地下2段、地上1段に計画変更され、北側の通り景観に対して配慮された計画となりました。

次に、上宮川町の老人ホームの案件です。計画地は上宮川町のJR芦屋駅のすぐ南に位置しており、JR芦屋駅南の再開発事業の区域には入ってはおりませんが、計画地周辺においても回遊が発生することから、衆目性が高まる地域です。計画地は南側のみ接道しており、敷地規模に対して間口に余裕がないため、エントランスやアプローチ、駐車場、植栽等、接道部分に必要な要素の配置や、老人ホームという用途であるために必要となる消防活動空地の設け方がポイントとなっております。アドバイザー会議では敷地南東部分がアイストップとなるため、シンボルツリーを設けるようアドバイスがなされておりました。当初は消防との協議でシンボルツリーの設置は難しいとの回答がありましたが、協議を重ねた結果、あまり葉張りのあるものは難しいが、5mの高木を設ける計画となりました。

3件目は、川西町の共同住宅の案件です。計画地は川西町の国道2号沿いに位置しており、主要な幹線道路であることから、昼夜を問わず交通量が非常に多いため、沿道景観の形成や、周辺建築物との調和、国道2号以外で接道する生活道路面に対する圧迫感の配慮等がポイントとなっております。アドバイザー会議では、国道沿いの通り景観として閉鎖的な印象を与えないよう、開口部を設け、植栽計画を単調なものではなく、中高木を織り交ぜたものを併用することで、表情のある意匠とするようアドバイスされておりました。

また、用途地域が第1種住居地域であることから高さのある建築物が計画されるということで、周辺建築物との調和に配慮し、壁面の意匠の工夫等、ボリュームの軽減についてもアドバイスされていました。その結果、国道沿いの植栽計画が樹種、樹高に変化をつけたものに計画変更され、外壁のデザインについてもできるだけボリュームを抑えるための工夫がされた計画となりました。

最後は、浜町の共同住宅の案件です。計画地は浜町の南部に位置しており、周辺には共同住宅も見られますが、それらと比較しても計画敷地の規模が大きいことから、周辺建築物との建築スケールの調和や、南側にある臨港線の歩行者空間に対する圧迫感の軽減が求められていました。アドバイザー会議においては、南面の圧迫感を軽減させるよう建築物を分棟、または分節するようアドバイスされていました。また、植栽計画についても周辺で良く見られるクロマツ等の海辺の植栽と調和したものとし、通りに対して効果的に植栽が配置されるようアドバイスがなされました。その結果、分棟には至りませんでした。バルコニーを部分的に削ることによって、壁面に変化をつけ、壁面の分節に工夫された計画変更が行われました。また、植栽計画についても、アドバイザー会議時点の計画では単調な生垣が計画されていましたが、バルコニーを削った部分に高木を配置する等、樹種や樹高についてずいぶん工夫されたものとなりました。以上でございます。

- 三輪会長 ただいま景観地区における認定状況についてご報告いただきました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 加我委員 今回はイメージパースで紹介いただいたのですが、これらは竣工前の物件ですか。
- 事務局（白井） 前回の審議会からの案件になりますので、現在、まだ着工に至っていない状況でございます。
- 加我委員 どちらで報告していただくのがいいのか。当初から変化されているのは分かりますが、ものが出来上がってみないと、というところがありますので、ご紹介いただくのはもしかしたら半年前でも一年前でも、竣工してこういうふうに出てきましたよという方が景観的には確認しやすいのかなと思います。
- 事務局（白井） 前回ご指摘がございまして、認定事例のご紹介という形で今回は図で説明させていただいたのですが、実際出来上がったものの比較ということも今後検討しまして、工夫して参りたいと思います。
- 加我委員 景観地区の大規模建築物で11件申請があって、2点取り下げとありますが、これは認定に至らないから取り下げられたのか、それとも事業自体が行われなかったのか、どちらなのですか。
- 事務局（白井） 不認定相当という判断を踏まえて、取り下げられたということです。
- 三輪会長 形式上は、不認定が出る前に取り下げたということですか。
- 事務局（白井） そういうことでございます。
- 小浦委員 認定審査会で不認定相当を答申しているの、それに対しての行為だということですね。
- 加我委員 これは年間でどのくらい発生するものなのですか。望ましくは、認定していくということですね。
- 事務局（白井） 年間の件数としてはまとめてございませませんが、この期間の中でも2件ありますので。
- 三輪会長 認定審査会の中で不認定相当という結論が出たということなので、申請者がその時点で自主的に取り下げたということですか。
- 事務局（白井） 市の方で認定が下りる可能性が低いという判断で、取り下げられたということになるかと思えます。
- 小浦委員 処分が出る前に取り下げて、もう一回申請するというかたちでもう一度プロセスが始まるわけですね。
- 三輪会長 景観アドバイザーでのご意見に対する対応をどうしたかというのは分かった

のですが、認定審査会にもかかっているということですね。当然、認定されたもののご紹介ですので、それは通っているということなのですが、説明上、認定審査会をこういうかたちでクリアしたというご説明をいただいた方が分かりやすいと思うのですが、どうですか。

- 事務局（白井） その辺りも今後ご報告の方法は検討させていただきます。
- 三輪会長 それでは、次に二つ目ですが、芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について、事務局からご説明をお願いします。
- 川島委員 続いて報告事項のイ「芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について」ご説明いたします。平成30年3月1日から平成30年7月31日における景観アドバイザー会議の開催状況でございますが、平成29年度は、平成30年3月15日に第6回景観アドバイザー会議を開催し、南宮町、浜町、川西町における共同住宅について、それぞれ景観アドバイザーの皆さまからご意見を伺いました。また、平成30年度に入りまして、平成30年4月24日に第1回景観アドバイザー会議を開催し、業平町及び西蔵町における共同住宅について意見をお伺いしました。同じく平成30年6月27日に第2回景観アドバイザー会議を開催し、山手町における一戸建ての住宅について意見をお伺いしました。以上でございます。
- 三輪会長 景観アドバイザー会議の開催状況について何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。
- 小浦委員 ずいぶん担当も変わられて大変だと思うのですが、どういうふうに芦屋の景観を共有しようとしているかという基本的な考え方を時々景観審議会等で確認することが重要でないかと感じます。上がってきた計画に対して、良いとか悪いとか言っている訳ではないですよね。配慮方針というのがどういう意味の文章であるのか、アドバイザー会議がどういう役割を果たして、認定審査会で何を審議して、最後に処分をどうしているのか、そういった基本的なものの考え方とか、何を大事にしようとしているのか、それが社会的にどういうふうによく伝わっているのか、伝わっていないのか、そういった辺りを時々みんなで共有した方がいいなと感じています。
- 三輪会長 ありがとうございます。小浦委員から重要なご指摘をいただきました。
- 加我委員 そういう部分で言いますと、今日、認定状況の中で当初どういう計画とか設計があがり、それに対してアドバイザー会議の中でどういう議論がなされ、どういうふうに改善がなされたのかというご報告をいただいたのは、どういうことを目指そうとしているのかということが非常に分かりやすいなと思います。そこで申しますと、先ほどの取り下げ2件について、不認定相当と言ったところでのやりとりといいますか、どういう状況が起こっているのかということをご報告いただくと課題が見えてくるだろうし、アドバイザー会議の方でも、スムーズにいったものは問題ないと思いますが、こういうところが課題になっているのだということをご報告いただくと、先ほどの景観重要建造物もそうですし、各種の審議案件において、場所ごとで目指すべき景観ということが共有しやすくなるかと思えます。
- 三輪会長 景観審は頻繁に開くというわけにはいかないのですが、機会を設けて、先生方がおっしゃったようにフリーのディスカッションの場があってもいいかもしれませんね。またご検討いただけたらと思います。
それでは報告事項の二つ目、アドバイザー会議の開催状況については、終わらせていただきます。これで予定されております議事はすべて終了と言うこととなりますが、その他、事務局からなにかございますか。
- 事務局（白井） 特にございません。
- 三輪会長 委員の皆様から何かございますか。
- 委員 意見なし。
- 三輪会長 それでは以上で審議会を終了させていただきたいと思えます。皆さまどうもありがとうございました。